

財務省告示第三百十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十 回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別会計の積立金 による引受け
四	発行金額	額面金額で千六百十億円
五	払込金額	千六百十三億五千九百六十万円
六	額面金額の 種類	円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年七月二十二日
八	発行価格	額面金額百円につき百円三十一 銭
九	利率	年〇・五パーセント
十	経過利率の 払込み	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十六号に規定する期日 に払い込むものとする。
十一	初期利子	$\frac{額面金額及び登録金額の総額 \times 0.5}{100} \times \frac{32}{365}$ <p>平成十四年十二月二十日を支払 期とし、次の算式により算出し た金額を支払う。ただし、支払 期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う（以 下、次号及び第十三号において 規定する期日について同じ。）。</p>

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成十九年六月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日
十三	償還期限					
十四	償還金額					
十五	元利支					
十六	払込期日					